
出席議員(18名)

1番	石森靖明	君	2番	伊東潤	君
3番	吉田清	君	4番	小田部峰之	君
5番	森裕樹	君	6番	加藤滋	君
7番	安藤義憲	君	8番	佐久間光洋	君
9番	平間幸弘	君	10番	桜場政行	君
11番	吉田和夫	君	12番	秋本好則	君
13番	大坂三男	君	14番	佐々木裕子	君
15番	広沢真	君	16番	白内恵美子	君
17番	平間奈緒美	君	18番	高橋たい子	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	水戸英義	君
まちづくり政策課長	沖館淳一	君
財政課長	藤原輝美幸	君
健康推進課長	水戸浩幸	君
福祉課長	佐藤潤	君
農政課長併 農業委員会事務局長	加藤栄一	君
都市建設課長	池田清勝	君
上下水道課長	曲竹浩三	君
危機管理監	平間信弘	君
教育委員会部局		
教育長	船迫邦則	君

教育総務課長	佐藤正人君
スポーツ振興課長	小林威仁君
代表監査委員	大宮正博君

事務局職員出席者

議会事務局長	大山 薫
次 長	太田健博
主任主査	今野裕介

議事日程（第4号）

令和4年6月9日（木曜日） 午前9時30分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

(13) 安藤義憲 議員

(14) 石森靖明 議員

(15) 大坂三男 議員

(16) 佐久間光洋 議員

第 3 選挙第1号 柴田町選挙管理委員及び補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において9番平間幸弘君、10番桜場政行君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

7番安藤義憲君、質問席において質問してください。

〔7番 安藤義憲君 登壇〕

○7番（安藤義憲君） 7番安藤でございます。

大綱1問質問させていただきます。

1. 安心した生活を過ごすために。

町によるメール配信サービスでは、町内各地で発生した不審者、つきまといなどの事案が配信され、令和3年度に7件、令和4年度はこれまでの間に3件が配信されました。

これらの事案に対し、巻き込まれる被害者は町民であり、児童生徒であり、女性です。また、事件が発生している時間帯を見ると、夕方と午後3時前後に発生しており、児童生徒の放課後帰宅時間に起きていることが分かります。

不審者等の事案をなくし、町民が不安を感じることなく、児童生徒、女性が安心して生活を送れるようにするために、どのような安全対策が取られているのか伺います。

1) 昨年度から今年の5月までメール配信された不審者情報は16件ありました。毎月一定の不審者が町内のどこかで出ていることになります。不審者情報を流し、注意喚起を促すだけでは不審者による事件を減らすことにはならないと思います。不審者をなくすためにどのような防犯対策を取られているのか伺います。

2) 昨年6月、12月、本年5月の刃物のようなものを所持していた事案では、住民が傷つくおそれがありました。警察が警戒に当たっているとのことですが、町ではその後の情報や連絡などは警察から入ってくるのでしょうか。

3) 児童生徒の放課後帰宅時間の安心と安全を考えると、防犯灯が重要になると思いますが、それらは十分に設置されているのでしょうか。

4) 防犯カメラに不審者が映っていると、その人物が特定され、その人物を指導、補導することができるとともに、防犯カメラを設置することで犯罪抑止効果が期待できます。学校周辺に防犯カメラの設置は考えられないでしょうか。

5) 以前、見守り隊の人たちにも防犯ブザーを持たせたらとの質問をいたしました。これは子どもを守るため、見守り隊自身を守るため、そして近隣の人たちに危険を知らしめるためと思ひ質問いたしました。そのときは自分の命は自分で守るとの答弁で、防犯ブザーを持たせることに消極的だったようですが、今も変わりありませんか。

以上、お願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 安藤義憲議員、安心した生活を過ごすためにと、5点ございました。随時お答えをいたします。

1点目、不審者をなくすための防犯対策です。

まず、犯罪を行おうとする者は、誰かに犯行を見られているかもしれない場所を避け、人目につかない場所で犯行に及ぶ傾向があります。そのため、町では防犯実働隊や見守り隊による防犯パトロール、2つ目に子ども110番の家の設置、3つ目、公園や道路の植栽剪定、4つ目、防犯灯の整備、5つ目、防犯カメラの設置など犯罪抑止に努めることで犯罪が起きにくい環境づくりに取り組んでおります。

今後も防犯実働隊をはじめ、防犯協会や見守り隊、警察署などの関係団体と連携しながら防犯対策に努めてまいります。

2点目、情報発信した事案のその後の情報共有です。

町では、不審者などの事案が発生した場合、通常は宮城県警察本部が配信するみやぎセキュリティメール等によって町に情報提供があります。その内容に基づき、町からメールやLINE配信サービスを使用して情報発信を行っております。今年5月に発生した事案については、教育総務課からの不審者発生情報を得て、特に緊急性、事件性の高い事案であると判断したため、警察からの情報提供を待たずに町から不審者への警戒についての情報発信を先行させたところ です。

不審者などの事案発生後は警察から追加の情報提供があれば、随時町からも情報を発信しておりますが、捜査の関係等から公表できない情報については、町へ情報提供されることはございません。

なお、5月の不審者発生事案については、大河原警察署に確認したところ、5月末現在で未解決となっているとのこと ございました。

3点目、防犯灯は十分かということです。

町内には約3,000基の防犯灯が設置されております。これまで防犯灯の新設や、既に設置されている蛍光灯や水銀灯のLED化は町と地域が役割分担しながら進めてきました。しかし、既存の防犯灯の中には未だに蛍光灯や水銀灯のものも多く、防犯灯が設置されていたとしても周辺が暗いと感じる場所がございます。

そこで、今年度の事業として平成30年度までに設置した約3,000基の防犯灯を最新のLED灯へ一斉に交換いたします。このことにより、既存の防犯灯の明るさが格段に向上し、これまでよりも夜間における犯罪抑止力の向上が期待できると考えております。

今後、防犯灯を新たに設置する場合は、従来どおり幹線道路は町が優先順位をつけて設置し、生活道路は地域計画等に基づき、自治会等で協議して設置いたします。

4点目、学校周辺に防犯カメラの設置でございます。

防犯カメラは犯罪の状況等に応じて設置することで、犯罪抑止力に大きな効果があると認識しております。しかしながら、防犯カメラを設置する上での問題点として個人のプライバシーの保護、設置数が膨大となること、設置維持管理費のコスト面、設置場所の選定、死角が存在することなどが挙げられます。

町としては、新たな防犯カメラの設置については、犯罪の発生状況を把握、分析している大河原警察署と連携を取りながら、状況に応じて本当に必要な場所に設置を行っていきたいと考えております。

5点目、見守り隊の方々への防犯ブザーでございます。

現在の見守り隊の人数は202人で、子どもたちが安心して登下校できるように、可能な範囲で交差点や交通量が多い通学路などで子どもたちに挨拶や声かけをしたり、交通安全の誘導等を行っております。

見守り隊の方の装備品についてですが、本年度スクールガードリーダーを1名増員するとともに、柴田町見守り隊連絡協議会を設立し、5月24日に第1回目の会議を行いました。

その際に、各地区の見守り隊代表者により、活動に必要な物品としてベストジャンパー、笛などの要望がありましたが、令和4年度につきましては柴田町統一のベストを支給することとしました。防犯ブザーについては、今後の会議の中で議題に上げるなどして検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 訂正の。

○町長（滝口 茂君） 3点目の防犯灯の数でございます。町内には3,600の防犯灯があると、そのうち3,000を直すということでございました。訂正をさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 安藤義憲君、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（安藤義憲君） 児童生徒に対しては、この不審者に対する防犯上の注意点とか、いわゆる防犯教室等を開きながら子どもたちに指導されているとは思いますが、どのような指導、そして注意点などを子どもたちにお話しされているのか、それをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 子どもたちへの防犯教室についてになりますけれども、小学校のほうに防犯実働隊のほうで出向きまして、毎年防犯教室のほう開催させていただいております。子どもさんたちには、いかのおすしというようなキーワードで、ついていかないとか、いかのおすし、すみません、ちょっと何々だったかという私のほうで今失念しておりますけれども、キーワードを子どもさんたち覚えやすいキーワードを基にしまして、防犯教室のほう努めているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（安藤義憲君） 今のいかのおすしでございますけれども、ついていかない、車には乗らない、大声を出す、すぐ逃げる、周りの人に知らせる、これがいかのおすしでございます。教育管理課さんのほうでも十分理解されていると思います。実際的に不審者に会った子どもたちなんですけれども、このいかのおすし、十分採用されたんでしょうか、採用といえますか、有効に利用されたと思われませんか、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤正人君） 学校のほうでは今まちづくり政策課長のほうからお話しあったように、安全教室等ではいかのおすし等を子どもたちにお話を先生方がしているところですが、不審者情報等がいろいろある中で、子どもたちはまず事件の案件の中でそのような事案があったときには、まず逃げているというようなところと、あと周りの人に声をかけている事案がありましたので、学校のほうからの教室、まちづくり政策課さんからの協力等は生かされているのかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（安藤義憲君） 柴田総合計画、この中に交通安全防犯対策の推進、住民が安心して暮らせるまちづくりを実現するために、住民一人一人が自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域で守る自主防犯意識の向上や、地域における犯罪の抑止力を高めながら、警察、防犯関係団体、行政区住民、そして行政との連携をさらに強化し、犯罪に遭わないまちづくりを推進する必要があるとうたっています。

そして、防犯地域安全対策の推進として、防犯に関する地域安全活動の推進として、防犯灯の設置、地域安全マップの作成など、また防犯パトロール等の推進として見守り隊による巡回パトロール等を行い、犯罪防止に努めますとあります。防犯灯、街灯は生活する上で最も重要な設備です。十分な数が設置されているのでしょうか。また、地区からの設置要望には応えられているのでしょうか。そして、今月の……。

○議長（高橋たい子君） 安藤議員、1問ずつの質問にさせていただきます。

○7番（安藤義憲君） それでは、今の十分な数が設置されているかどうか、その辺のところ改めてお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 防犯灯の数、先ほど町長答弁でありましたとおり、3,600基程度ございます。町のほうでつけている分と、自治会のほうで設置している分とありまして、数に関しましては自治会のほうで地域の中で必要とされる部分に優先順位をつけて、設置のほうされてきております。

町のほうといたしましても、幹線道路を中心に通学路等要望があれば優先順位を高めまして、設置のほうを進めているというような状況ですので、追いついているかということ、予算のほうの関係がありますので、必ずしも要望あったところ全部につけているということもできない状況もありますけれども、ほぼほぼ十分かというふうには考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（安藤義憲君） 防犯灯なんですけれども、今月号のしばたの広報において、まちづくりアンケート調査における皆様からのご意見にお答えしますというコーナーがございました。そこに同じように街灯が少なくてということで、暗い道が多いため、子どもたちの帰りが心配ですというふうな文章で、答えが令和4年度においては既存の防犯灯3,000基を最新型の明るいLEDに一気に交換し、加えて新たな防犯灯の設置を図りますとありました。今答弁いただきましたんですけれども、町民の要望に応えるようにいつ、場所はどこなのか、そこら辺はやはり明示はできないのでしょうか、お願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 町といたしましては、先ほども申しあげましたけれども、通学路や学校周辺ということで設置のほうは進めていきたいというふうには考えてございます。あと、地域につきましてはその地域の中での優先順位ということがありますので、すみません、まちづくりのほうではその地域ごとのお話がどのようにやっているかというのは、今承知していないところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（安藤義憲君） そのような方向ではいるけれども、この質問された方の思いはそれで伝えられているとお思いでしょうか、どうでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） その方の生活する上で通られる道でそのように感じるというようなことかと思えます。防犯灯だけではなくて、町の明るさを確保するためには防犯灯のほかにも、例えば自動販売機なんかも明るい電気のほう、照明ついていたりとかとしますので、そういったものもあればある程度防犯灯の役割も果たすというような認識を持っておりますので、いろんな方がいろんな要望をいただくんですけれども、それぞれ個別に判断していかなければならないというふうに考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（安藤義憲君） 隣町、大河原町の大河原町まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略の全体像の取組内容の中には、町内各所に防犯カメラ設置の検討という文字、言葉が入っております。しかしながら、柴田総合計画の中には防犯カメラについての文言は入っておりません。防犯カメラについてはどのようにされて、考えられているのかお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） まちづくり政策課、すみません、総合計画の中では防犯被害に遭わないまちづくりを推進しますというような施策の目標を掲げさせていただいております。実際総合計画の中ではそういった施策ですので、防犯カメラの設置というような事業については直接は触れてございません。町のほうでは毎年実施計画というものをを出しております、これ4年ごとにローリングして毎年お出ししているものになりますけれども、その中では地域防犯対策の推進事業というものがあまして、その中に防犯設備の整理という文言がございます。直接防犯カメラという文字はないんですけれども、防犯設備の中には防犯カメラなり防犯灯なり、そういったものも含めての記載というふうにご理解いただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（安藤義憲君） これはお願いですけれども、こういう文言が入るか入らないかで、その文章がどういうふう理解するかというのが出てくると思うので、ぜひ防犯灯だけでなく、防犯カメラについても安全・安心のためにも設置を考えているなり、計画をされているというふうな文言を入れてもらいたいと思います。

この犯罪を未然に防ぐためにも、不審者を特定する上においても、防犯カメラというのは大変役に立つものと思いますので、ぜひこの防犯カメラ、前向きに検討していただければと思います、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これにて7番安藤義憲君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時5分再開といたします。

午前 9時54分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

質問者、石森靖明君から資料の提出がありましたので、お手元に配付しております。ご確認ください。

それでは、1番石森靖明君、質問席において質問してください。

〔1番 石森靖明君 登壇〕

○1番（石森靖明君） 1番石森靖明です。大綱2問質問させていただきます。

1. 第3期スポーツ基本計画への対応と今後のスポーツ振興の展望は。

本町には、平成28年度から令和8年度までの11年計画で策定されたスポーツ推進計画があり、令和3年度には中間見直しを実施されました。一方、文部科学省は今年3月25日令和4年度から令和8年度までの5年間で総合的かつ計画的に取り組むとする12の政策などを掲げた第3期スポーツ基本計画を公表しました。しかし、それぞれの計画期間を見ると、第3期スポーツ基本計画の内容を本町のスポーツ推進計画に反映できない状態となっています。

平成11年にスポーツ都市宣言をし、さらに令和6年12月には仮称柴田町総合体育館の竣工を控えている本町は、今後どのような形で第3期スポーツ基本計画に対応していくのか。また、町内に存在するソフト、ハードの両面をこれまで以上に有効に活用し、様々な好循環をもたらすスポーツや運動を町民が身近に感じ、楽しむことが可能となる環境づくりなどをどのように進めていく考えなのか、伺います。

1) 第3期スポーツ基本計画で掲げられている施策を本町の計画や政策にどう生かすか。

2) スポーツ基本計画の施策を実行する考えであれば、全課横断的な対応が必要になります。これまで実行してきた健康づくりや学校部活動なども含め、スポーツに関連する様々な事業を一元化し、新たに担当課を横断する形での総合的なプランを策定すべきではないでしょうか。

3) 町長は、スポーツ振興について今後政策課題としてどう位置づけ、推進を図る考えでしょうか。

2. 安全な歩道の整備を。

歩道に関しては、近年痛ましい事故の発生を受けるなどして、通学路を中心に様々な安全対策が行われています。しかし、幾らガードレールやポール等の設置で安全対策を施しても、肝心の足元が安全に歩行できる状態でなければ、本来歩道に求められている安全が確保できないだけでなく、歩くことを目的とした各種事業を展開する本町にとって景観上も好ましくありません。

そこで、誰もが安全に歩くことができる歩道の実現に向けた町の考えなどについて伺います。

1) 修繕が必要な歩道の把握状況は。

2) 修繕が必要な歩道の修繕計画は。

3) 特に用水路上の蓋がけ歩道については、勾配や段差などで歩行者や道路交通法上許されている方の自転車通行の安全に支障を来している箇所があります。早急な対応が必要と考えますが、町の考えは。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。

1 問目の 1 点目、2 点目、教育長。1 問目の 3 点目、2 問目、町長。

最初に 1 問目の 1 点目、2 点目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 石森靖明議員の大綱 1 問目の 2 点についてお答えします。

1 点目、国の第 3 期スポーツ基本計画と本町の計画についてです。

国が令和 4 年 3 月に発表した第 3 期スポーツ基本計画では、東京オリパラ大会のスポーツレガシーの継承発展に資する重点施策、つくる、はぐくむなどの新たな 3 つの視点を支える施策、今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組む施策などが盛り込まれました。

この第 3 期スポーツ基本計画の案は、昨年 12 月に発表されましたが、この時点で本町のスポーツ推進計画の中期見直しが終わっておりましたので、具体的な施策については本町のスポーツ推進計画には盛り込めませんでした。

今年度、町ではまちづくりの方向性を示し、町政運営の指針となる最上位の計画、第 6 次柴田町総合計画後期基本計画の策定に取り組んでおりますので、第 3 期スポーツ基本計画に掲げている施策につきましては、できる項目を見極めながら、総合計画後期基本計画に盛り込むよう努めてまいります。

2 点目、総合的なプランの策定についてです。

国の第 3 期スポーツ基本計画や、町のスポーツ推進計画を進めていくためには、石森議員のおっしゃるとおり、健康づくり、介護予防、学校体育・運動部活動、スポーツ施設の整備など、ソフトとハードの両面から総合的に推進していく必要があります。さらに、近年ではスポーツツーリズムなどによる地方創生に盛り込む自治体も多くなってきています。

柴田町においては、令和 6 年度に（仮称）柴田町総合体育館が完成することにより、町のスポーツを取り巻く環境は大きく変わると期待されますので、担当課を横断する形で総合的なプランの作成について検討してまいります。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 1 点目の 1 問目の 3 点目、2 問目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 石森議員の 3 点目、町長はスポーツ振興について今後政策課題としてどう位置づけ、推進を図るのかということでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、心身の健康づくりや人と人とのつながりの重要性

だけでなく、スポーツが私たちの生活や社会に活力を与える優れた効果があることを改めて認識するきっかけとなりました。

また、東京オリンピックパラリンピックの開催は、多くの感動をもたらし、スポーツの持つすばらしさや重要性を改めて認識させられました。

町では、平成11年に柴田町スポーツ都市宣言を行い、町民が多様な形で生涯にわたりスポーツや運動に親しめるよう取り組んでまいりましたが、この間人口減少、健康寿命の延伸、施設の老朽化、働き方や生活様式の変化、デジタル環境の急速な進展、持続可能な社会に向けた国際的な取組など、様々な社会変化に直面しているところでございます。

人生100年時代を迎えようとする中で、スポーツの推進は町民が豊かで幸せな生活を送る上で、ますます重要な政策と位置づけております。令和6年度完成の仮称柴田町総合体育館を核として、町、スポーツ団体、企業、そして仙台大学などがさらに連携と協働を図ることで、スポーツを通じた地域の活性化につなげていきたいと思っております。

特に、今後は体力の向上、健康寿命の延伸、医療介護費の抑制などといった個人の健康づくりだけではなく、体育科を有する柴田高校、体育系総合大学のある柴田町、本町ならではの特長を生かした競技力の向上や、地域スポーツクラブの育成、さくらマラソンの体制強化やスポーツイベント等の開催を通じて、交流人口を拡大し、町内への回遊性を高めるスポーツツーリズムへの取組など、スポーツによる地方創生、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

大綱2点目、安全な歩道の整備、3点ほどございました。1点目、2点目は関連しますので、一括でお答えします。

町で管理している町道の歩道延長は、約81.7キロメートルあります。修繕に必要な状況把握は町で行う日常の道路点検に加え、民間企業3社、柴田町内郵便局、ヤマト運輸株式会社、佐川急便株式会社との包括連携協定を結び、道路損傷等の情報提供を受けております。さらに、行政区長や地域の方々から寄せられた情報を基に、現場での状況を確認し、危険と判断される場所については、直ちに補修や修繕を行うことで安全の確保を図っております。

そのため、町として修繕計画は策定しておりません。

3点目、自転車の通行の安全に支障を来している箇所への対応ということでございます。町道船岡18号線や、町道船岡26号線、これは船岡中学校北側から東船岡小南側付近までの道路ですが、などの歩道は用水路を有効利用し、現在の形状となったもので、一定の高さになっていない不都合な面があることは認識しております。

しかし、用水路であるために水路断面の確保が重要であることや、宅地によっては歩道の高さに合わせたブロック塀などの工作物などの設置により、駐車場などの出入り口が整備されております。さらに、町道との交差点も数多くあるため、現状では今の形状を変えることは相当難しいと考えております。

しかしながら、自転車の通行に支障を来している箇所などがあるとのことでしたので、具体的な場所をお示ししていただければ、現地を確認し、擦りつけ部の修繕などできる限り対応策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 石森靖明君、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） まず、大綱1問目のスポーツ推進計画についての再質問進めていきたいと思っておりますけれども、まずこの質問の大前提として今あるスポーツ推進計画、町のスポーツ推進計画そのものを否定するということではないということだけご承知おきいただければなと思います。

ご答弁の中で、町のスポーツ推進計画中期見直しの段階において、国の計画を盛り込めなかったということでしたけれども、スポーツ基本法の第10条で、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるように努めるものとするというふうにあります。努めるということですので、必ず参酌しなければいけないということではないんですが、今現在反映されていないという状況に関して、町としてはどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小林威仁君） 今お話ありましたように、スポーツ基本法第10条ですね、スポーツ基本計画を参酌してということがあります。

今回見直しに当たるに当たって、先ほど答弁ありましたけれども、国の案が出たのが12月で、その時点では町の推進計画の見直しが終わっていたということで、計画の見直しに当たりましては仙台大学の先生はじめ町内の学校の先生多くの方に携わっていただいたところです。

実際に、国の方針とか施策というものを具体的には取り込むことはできませんでしたが、その方向性ということは一緒です。間違っておりませんので、そちらのほうは確認させていただいたところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） 今回の国の基本計画で12の施策を中心として掲げられたわけですがけれど

も、国とか県のレベルでないと達成できない目標もちろんありますし、ただ一方で町でも、町の単位、地方自治体の単位でもしっかりと取り組まないといけない課題もあるわけです。

例えば、国の計画の中では成人の週1回のスポーツ実施率を70%にすると、障がい者の方については40%。1年に1回以上の実施率を100%を目指しているというふうになっております。一方で、今ある推進計画の中では、スポーツの実施率25%以上になることを目指すとしております。この点においても、現在の段階においては、目指す方向性に国と町とでは方向性にちょっと乖離があるのかなと思っています。

今課長の答弁では、目指す方向は一緒だというふうにはご答弁いただいたところだったんですけれども、例えば第2期の健康しばた21の中間の報告によれば、令和4年度までの運動の実施率、男性で例えば20歳から59歳までだと43%だとか、女性であれば33%だとか、町の中である計画の中でもこういった差が出ているというふうなことに対しては、どのようなご見解、お考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小林威仁君） 町スポーツ推進計画の中の青年期以降の世代に向けた運動の機会というところで、施策の方向性としまして、今お話しあったように成人町民の定期実施者の割合、15.3%から25%以上になるように目指しますとあります。

ただし、この調査項目が、質問項目が定期的に行っている、時々している、ほとんどしていないとその3つだけなんです。なので、この15.3%というのは、定期的に行っているというものを回答した割合になっていると思います。国で目指している週1回スポーツを実施している人が定期的なものに入るのか、時々しているというふうに入るのか、その当時の調査票では確認ができませんでした。分かりませんでしたので、仮に週1回のスポーツ実施というのを時々しているというふうに該当すると仮定した場合、このスポーツ実施率がもうちょっと上がるのかなと。大体34%くらいになるのではないかと考えております。そうしますと、目指す目標というのも25%ではなく、45%とか50%というのを目標として設定できたのではないかと考えております。

先日、加藤滋議員の一般質問の答弁で、意識的に体を動かしている人の割合はということで、20歳から59歳まで男性で柴田町で46.4%、女性で40.6%というふうにお答えしております。町スポーツ推進計画のこの15.3%というのは統計上の拾い方でこういった低い数字になったのではないかと考えております。先ほどと繰り返しになりますけれども、スポーツの実施率を上げるというのは、方向性は国と一緒にですので、引き続きスポーツの実施に向けて促進してまいり

たいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） ちょっと後にご提案も含めて申し上げるつもりだったんですけれども、やっぱり町の中でもいろんなアンケートとか、計画を策定する段階でアンケートとか調査されているんですけれども、町の担当課の中でも横断的という言葉が質問の通告の中でも使いましたけれども、計画を策定する段階で横断的なより有効的なアンケート調査、1回の調査で複数の計画を立案する中で参考となるような調査を今後していかれてはいかがなのかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小林威仁君） 議員おっしゃるとおりだと思います。そういった課を横断する質問、あるいは国の統計上の質問と合ったような質問が、アンケートができれば比較することはできると思いますので、その辺については今後ちょっと調整させていただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） その方向でぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

国の計画の中の1つで、スポーツに取り組む者がけがや障害、不適切な指導等の本人が望まない理由で本人がスポーツに親しむ機会を失ったりしないようにというような方向性を持った施策も打たれているわけです。今柴田町においても、昨日の一般質問なんかでもありましたけれども、学校の部活動の意向だとかそういった状況がある中で、指導者を例えば外部から招き入れて、今も実際にされていますけれども、正しい子どもたちの接し方、もちろんコーチングという部分の接し方はもちろんなんですけれども、今回の基本計画でうたわれているのが、医学的な部分についても地域でしっかりと見ていけるような体制づくりをしていくという方向性は示されているわけです。特に、私はけがのほうの障害ですけれども、その適切な処置であったりとか、けがをした後のリハビリであったりとか、そういう体制も今後町として取り組んでいかないといけない1つの策なのかなというふうに考えております。

例えば、突き指にしても昔だったら引っ張って直せとか、そういったことがあったわけなんですけれども、今そうやっている人は多分ないと思いますけれども、極端な例でいえばそういうこともあるわけです。また、これからの時期になれば熱中症の心配だったりとかあるわけなんですけれども、そういったことへの取組、研修だったりとか、そういった部分については今後この基本計画に対応したような形で、どのように対応されているのかお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小林威仁君） スポーツ医科学ですよね。そういったスポーツ医科学の見地から様々なサポートを行うというのは、競技力向上だけではなく、健康維持というのを支援することについて極めて重要だと考えております。

そういった研修というお話があったんですけれども、昨日も議会のほうでお話ししましたけれども、今後進めていく部活動の地域移行、休日移行なんかにつきましても、その指導者は実技指導だけではなく、トラブルがあったり、安全や障害予防に関する知識も当然必要とされますので、今後スポーツ医科学の研修もなんか取り入れている自治体もあるというふうに聞いておりますので、そちらも今後大学とかと連携していった研修なんかも可能ではないかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○1番（石森靖明君） 仙台大学でもそういったアスレチックトレーナーとって、テーピングだとかリハビリだとか、障害予防、けがの予防を専門として扱っているところもありますので、ぜひそういったところも活用して、指導者だけでなく、例えば養護教諭の先生だったりとか、一般の先生だったりとかも対象にして、そういった意識を養成していただければなというふうに思っております。

2問目というか、大綱じゃないですね、2問目に移らせていただきますけれども、今総合的なプランについて検討するというふうなご答弁を得たことは大変うれしく思っております。私はこのプランといいますか、どのような形で持っていくかというのは今後ですけれども、このプランができれば、先ほど質問させていただいたとおりアンケート調査等の各種調査1つにとっても様々な無駄なことは省いていけるのかなというふうに思っていますけれども、具体的にはいつ頃を目途に策定される予定なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小林威仁君） 現在の町のスポーツ推進計画なんですけれども、実際その計画の延長や変更に当たっては教育委員会でしたり、町のスポーツ推進審議委員会の意見というのでも聞かなければならないことになってきます。

石森議員のご提案にありましたそれに付随する総合的なプランということで、実施計画アクションプラン的なものだと思います。それにつきましても、時期的なものちょっと教育委員会審議会のほうにかけたいと思っております。

具体的な時期にしましては、体育館ができる頃、令和6年度頃が最もふさわしいのかなと思

っております。体育館を核としたまちづくり、いろんな提案だったり、アイデアが出てくると
思いますので、そういったのも含めて令和6年度、7年度頃が適切ではないかなと考えており
ます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○1番（石森靖明君） 補助資料として、私A4で1枚配らせていただいていますけれども、質
問前後しますけれども、ちょっとおさらいという意味で見ていただくと、今あるスポーツ推進
計画、町の計画というのは、国の計画とは反映できないような状況になっているということは、
お分かりになっていただけるかなと思っています。

今あるスポーツ推進計画というのは、令和8年度までということで、体育館竣工予定が令和
6年度でありますから、今ある計画がずっと体育館竣工まで続いてしまう、続いてしまうとい
うかそういった計画に現状なっているということです。健康づくりとかそういった部分、
健康寿命の延伸だったりとか、そういった部分も含めて全て運動、体育、スポーツに関わって
くることですから、私としてはそれを包括したような総合的なプランがあったらいいのではな
いかなということで今回提案をさせていただいたところです。

今の課長の答弁だと、6年度か7年度ということでありましたけれども、私もちょうど5年
度か今年度検討していただいて、5年度、来年度から策定というかプランを推進していくのか、
あるいは2番目としては、2年間かけてしっかりと検討していただいて、総合的な推進プラン
を策定していただくのがいいかな、この2つだと思っておりましたけれども、6年度か7年度
ということですので、ぜひ6年度にはそういった計画を、プランを設定していただいて、体育
館の竣工に向けてそういった機運を醸成していただきたいなと思います。

そうすることによって、第3期の計画も恐らくその中に入れ込むことができると思いますの
で、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

併せて、今課長からも少しありましたけれども、スポーツ推進計画の1年の延伸については、
今後審議会等に諮られるということだったんですけれども、それについてももうちょっと先の
話なのであれですけれども、1年延長すると、今度は恐らく第4期計画というのは、令和9年
度に策定されますので、それをしっかりと反映させることができますし、今はありませんけれ
ども、アクションプラン、今の推進計画の中には数字的な目標が入っていない部分も多々あり
ますので、そういった部分も加味して進捗状況の整理、把握だったりとか、達成度合いに応じ
たさらに発展的な計画を立てられるということになりますけれども、その点についてぜひご検
討もその点も含めてご検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小林威仁君） まず町の推進計画ですね、1年延長いたしますと、確かに国の第4期のスポーツ基本計画の目指す方向性だったり、そういった内容を確認しながら推進計画の策定を行うことができると思っております。

さらに、柴田町の第7次になります総合計画、そういったところの整合性というか関連計画なんかも連携になるかとは思っております。

今お話ありました実施計画、アクションプラン的なものなんですけれども、確かに石森議員おっしゃるように、町のスポーツ推進計画は目指す施策の方向性はあるんですけれども、いつまで何をやるかというのが具体的な事業であったり、数値目標というのがちょっと抜けているところはあります。そういったところを今後つくることができれば、そういった検証もできますし、また新たな目標の数値を毎年確認することもできますので、そういったことも含めてちょっと今後考えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） 総合的なプランも含めて、やっぱり私3月会議のときの総括質疑でも質疑させていただきましたが、やっぱり体育館ができてからそれをどう使うかじゃなくて、体育館ができるからそれに向けてしっかりとスポーツの機運を醸成するというのが大事なじゃないかなと考えておりますので、ぜひそういった部分も加味しながら、策定をお願いしたいなというふうに思っております。

3点目なんですけれども、町長にお伺いをしてきたところなんですけれども、ご答弁の中でさくらマラソンの体制の強化、あるいはスポーツによる地方創生というふうにあったんですが、ちょっとこれは具体的にどういったことをお考えということでしょうか。お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） これまで柴田町は、スポーツ施設が十分ではありませんでしたので、そうした中におきましても個人のスポーツへの関心を高めるとか、健康づくり、そういう観点にウエイトを置いてやってきました。今2つの流れがありまして、1つは市民がスポーツイベントを実際にやってきて、成果を上げているということで、そちらを盛り上げていくという1つの流れ、もう一つは体育館というスポーツ施設、学校環境の整備がほとんど終わり近づいておりますので、次はスポーツ施設の整備、図書館等、そういう社会、スポーツ、文化に今後力を入れていくと、2つの流れがございます。

そうした中でこのさくらマラソンなんですけど、市民が中心にやってきたわけなんですけど、残

念ながら事務局体制が十分ではないということで、私に対してはもう限界ですと、やめる方向にという役員さんのお話も聞かされました。でも、やはりこれは柴田町にとっては、これまでの個人的なスポーツ競技の向上プラス地域の活性化につながる大きなイベントでありますので、徐々に前柴田町がマラソン、さくらマラソンやっていたように、事務局を最終的には町が責任を持って、持つ方向に行くというのがさくらマラソンの体制整備ということになります。

もう一つは、スポーツツーリズムの観点から、現にこのさくらマラソンで多くのお客様が来ておまして、大分柴田町の桜とマラソンという連携が深まっておりますので、やはりこれからはスポーツを核としてイベントを通じて、地方創生に結びつけるというこれまでになかった地方創生の取組が可能になるのではないかと考えております。

たまたま仙台大学で今度女子野球部の硬式野球部ができるということを知りましたので、余りまだ硬式野球部広がりませんので、こういうことを活用して、柴田町が女子の野球のメッカになるというようなものを地方創生の1つの目玉になるんじゃないかという漠然としたイメージでありますが、持っているということでございます。何につけてもまずはスポーツ施設の整備、これが急がなければならないというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） スポーツを核としたまちづくりということで、大変心強いお言葉を私としてはいただいたなというふうに思っております。

もう一つ、実は今回提案として今の総合計画策定中だと思いますけれども、今のキャッチフレーズが、笑顔があふれ誇りと愛着を育む花のまちというふうにありますけれども、私としてはこれを花とスポーツのまちへというふうにしていったらいいんじゃないかなというふうに考えています。

何でかという、町にはフットパスとか、シバタルク、健康づくり需要も含めてサイクルツーリズム、いろいろありますけれども、実はそれは全部スポーツに関わる言葉でそれを核として今まちづくりをしようとしているわけです。

実は、今ある第6次総合計画の策定のときの第2回の審議会のとき、これ平成30年の12月13日の会議録をたまたま見たんですけれども、スポーツ体育の振興を重点プロジェクトにしたらいんじゃないかという議論があったようなんです。実際には、それはちょっと個別の目標で落とし込んでいくという回答だったんですけれども、その審議会の当時の会長さんもスポーツという言葉が重点的な部分にあってもいいんじゃないかという発言もされております。

なので、今回はちょっと難しいかもしれませんが、今後そういったスポーツを核とし

たまちづくりをしていくのであれば、花ももちろんいいと思います。プラススポーツの町というところでしっかりと重点的に進めていっていただきたいなと私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） このキャッチフレーズに掲げるのは、単にキャッチフレーズを掲げるのではなくて、掲げる以上それは私の頭の中で何年度にはどういう施設を造って、どういうイベントをしてという一連の政策が頭の中で確定されないと、なかなかキャッチフレーズにはできなかったということでございます。

スポーツの振興については先ほど申しましたように、10年かかって総合体育館ができたということなので、これが新たにスポーツ施設の充実ということの将来像が描けましたので、次には例えば柴田球場の改築、今部分的にやっていますけれども、野球場の改築とか、テニスコートも一部やっておりますが、今度学校にオムニコートを作ると、それからソフトボール盛んでございますので、並松にグラウンド整備をして、私はやっぱりその施設がスポーツをする人たちのステータス、その場に行くと思欲が増すような施設でないと、なかなかスポーツをやりたいんだけど、やれないというのは例えば甲子園と楽天パークと柴田球場で違いますよね。ですから、単なる野球場にすれば並松球場ではちょっと意欲が湧かないのかなと思いますので、こういうところを整備して、その場でスポーツをすることが自分のステータスの向上にも役立つと、そういうふうにしてスポーツを頭の中に体系的に描きたいというふうには思っております。

ただ、そのためには財源が必要だということも別な頭で思っているものですから、今回は花ということでございますので、次の計画のときには、花はどちらかという心でございますので、スポーツは体ということになりますので、花とスポーツということは心と体の健康にはいいのかなと思いましたので、次の段階を皆さんの、もし次の段階に行けるとしたらですよ、次の段階としては花とスポーツと心と体と、そして健康づくりプラス地域の活性化の核にするという流れで持っていけば、他の自治体との区別もできて、柴田町の魅力、せっかく仙台大学、柴田高校ありますので、新たなステージに立つことができるのではないかなと今の段階ではそう想定しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） ありがとうございます。スポーツというと、実際自分がやっているウォーカブルなまちづくりということがありましたけれども、実際に歩いていることも実はスポー

ツにつながっているということ、スポーツの語源というのはデフォルターレといって、余暇とかそういった楽しみだとか、そういった意味から派生した言葉でしたので、自分がスポーツをやっているかどうかと聞かれたときに、ウォーキングがそうなのかどうかというともしかしたら迷われたりとか、スポーツをやることに対してのスポーツをする、自分が考えるスポーツをやるということに対してのハードルが、スポーツという言葉によって高くなってしまいうということももしかするとあるのかもしれませんが、実際に皆さんがやっているのはスポーツであってそれを通じた健康づくりであったりとか、そういったものにつながっているんだということの意識づけも今後必要なのかなというふうに思っております。

昨日の一般質問で町長は、今後4年間どうされるかということは明言されなかったわけですが、もし7月の23日以降も続けられるようであれば、ぜひこの20年間城址公園に花や木、しっかり根づきました。なので、次の4年間でスポーツの芽もしっかり根づくようにやっていただければなというふうに思って、大綱1問目の質問を終わらせていただきたいと思います。

安全な歩道の整備をとということで、実際今修繕計画がないということでした。ただ、一方で民間3社との連携等も含めてということだったんですけれども、実際に3社からの連携での情報提供というのは、どの程度あって修繕に生かされているのか、その点についてお伺いしたい。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） 包括連携協定での修繕の状況ということでございますが、郵便局さんとは令和元年度に協定を結んでおりまして、令和2年度においては5件ほど情報をいただいております。令和3年度におきましては2件の情報ということで、内容としましては木が道路のほうに倒れてしまっていて、通行の妨げになっているので排除していただきたいというそういった内容での情報をいただいたところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○1番（石森靖明君） 私が自転車の通行等にも支障を来している箇所がありますと申し上げたかったのは、まさに答弁でいただいたところだったんですけれども、例えば私今回自転車ということでありましたけれども、あそこは結構お子さんを連れたお母さんがベビーカーを押していたりとか、あとは私もそうだったんですけれども、子どもを三輪車で乗せて歩いたりとかすると、大変勾配がきつい箇所が民家の入り口付近なんか特にきついところがありまして、危ないなと思っておりました。

もう一つは、用水路のU字溝というんですかね、縁石の間の段差が結構広がっているところがあつて、私もちょっと危ない目にも遭いましたし、実際にそういった事故もあるようなんで

すけれども、自転車のタイヤが取られて転んでけがをして、1か月くらい前は救急搬送された学生もいたというふうに聞いたりもしていましたけれども、そういったところの把握の状況だったりとか、そういったところの修繕の計画というのはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） ただいまのご質問は歩車道境界ブロックと用水の蓋のほうですね、それとの間の舗装部分とその蓋の部分との段差が生じていてということかとは思いますが、こちらでは把握をしております。その舗装部分なんですけれども、おおむね50センチほどあろうかとは思いますが、随時危険な箇所ということで確認をさせていただいて、段差の解消はしてきておりますけれども、これからもパトロール等強化をいたしまして、段差の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） 特に船岡中学校の付近からですと、反対側に普通の歩道があるわけですね。そっちを歩けばいいと思うんですけれども、その前後、今プレスコキクチとかツルハドラッグがあるところから下名生のほうに抜ける道だったりとか、あるいは反対側でいうと、途中から歩道が切れてミニストップの辺りとかまでだと反対側に歩道がないわけです。例えばあそこだとさっき言ったような反対側の蓋がけ歩道を歩くとちょっと危険だという場合には、例えばグリーンベルトというんですか、歩行帯を分けるような、区別できる、視認できるような策も1つなのかなというふうに考えるんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） 現況からしまして、グリーンベルトというのはなかなか難しいのかなとは思いますが、先ほど申しましたとおり、自転車での歩行ということで危険な場合がございますので、特になんですけれども、段差の解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） ぜひあそこだけじゃなくて、様々な危険といいますか通行に支障が出ている箇所もあると思います。もちろん住民の方からも声が届いている箇所もあると思います。特に、今週のような雨のとき、降るとよく分かるんですが、大きな水たまりができるような箇所もあろうかと思えます。私今回実は提案しようと思っていたんですが、LINEの通報システム、今回来年度に向けて入れるという予定だということで、昨日の同僚議員の答弁にもありましたけれども、ぜひそういったものも入れながら、町民の声をしっかりと、歩いて楽しい町

になるようにぜひ今後積極的に歩道を含めて、みんなが安全に歩けるような環境づくりに努めていていただきたいなというふうに要望しまして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（高橋たい子君） これにて1番石森靖明君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時05分再開といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

13番大坂三男君、質問席において質問してください。

〔13番 大坂三男君 登壇〕

○13番（大坂三男君） 13番大坂三男です。大綱1問質問いたします。

1. 地域共生社会の実現に向けて、包括的支援体制の構築を。

2020年に社会福祉法が開催された。また、それより前に2018年の改正では福祉は事業者や行政だけでなく地域住民と一体になって進めていくべきであるという考え方も盛り込まれ、地域共生社会と名づけられた。社会福祉法の改正の背景には、現代社会の福祉事業に係る諸課題である複合的な課題、制度の狭間、社会的孤立に対し、必要な支援を包括的に確保するという理念の下に、高齢者福祉、障害者福祉、子ども・子育て家庭支援、生活困窮者対策を一体的に地域主体で取り組む必要性が高まっていたことにある。

従来の福祉事業である地域包括ケアシステムは、高齢者を対象とした福祉事業であった。しかし、近年少子高齢化が進んだことによって、家族形態の変化や雇用形態の変化が進むとともに、地域住民同士の人間関係の希薄化なども進み、既存の高齢者対象福祉制度では対応が困難になってきていた。

高齢の親と自立困難な中高年の50代の子が同居している8050問題、介護と育児を同時に担わなければならない世帯のダブルケア問題、親や祖父母、年下の兄弟などの介護や世話をしている18歳未満の子どもが年々増加しているヤングケアラー問題、非正規雇用の増大による生活困窮世帯の増加等々、生活上の大きな負担や悩みを抱えながらも、適切な相談や支援を受けられずに地域で孤立してしまう個人や世帯への支援が大きな課題になっていた。

このように複合的な諸課題が年代に関係なく増加してきた状況に対応すべく、2020年に社会福祉法が改正された。この改正の趣旨は、高齢者と子育て世帯、障害のある方などの属性や年代に区別しない取組を自治体主導で推進していくことにより、今後は一体的な事業や、体制づくりがより強化され、より効果的な福祉サービスが提供されるとなっている。また、地域ごとの支援体制が見直され、属性や年代を問わない一体的な事業を推進する地域に国からの交付金を支給してサポートすると自治体への財政支援についても明記されている。

そこで、今後の柴田町の福祉事業の展開と、地域共生社会の実現に向けての取組に関して、以下の点について伺います。

1) これまで柴田町社会福祉協議会をはじめ各種事業所や地域活動支援センター、子育て支援センター、NPO法人などの各団体がそれぞれの関係分野に応じて相談業務や福祉サービスの提供に取り組んできたが、2020年の社会福祉法改正後はそれ以前と比較して、サービス提供や事業の取組に変更があったのか。また、地域共生社会の実現に向けて何らかの取組を実施したのか。

2) 柴田町地域福祉センターにおいても2020年の社会福祉法改正後は、それ以前と比較して、サービス提供や事業の取組に変更があったのか。また、地域共生社会の実現に向けての何らかの取組を実施したのか。

3) 2020年の社会福祉法改正後の介護や福祉に係る柴田町の今後の事業について、町は主導的にリーダーシップを発揮して時代にマッチした地域共生社会の実現に向けた包括支援体制を構築し、整備しなければならないと思うが、町全体の進捗状況と今後の取組についてどう考えているのか。

4) 柴田町地域福祉センターは、柴田町社会福祉協議会の本拠地であり、また町民同士の触れ合いや集いの場、健康づくりの場として利用され、多くの福祉事業の拠点となっているが、建物が大きいのでまだ余裕もあり、さらなる活用も可能である。また、令和元年10月まで常磐福祉会のまごころホームに利用していただいていたが、台風19号で冠水したときに移転して、現在は、かなり広いスペースが空いたままになっており、もったいない。町として空きスペースの有効活用を図るつもりはないのか。

5) 高齢者を対象とする相談機関である地域包括支援センターは、現在船岡地区と槻木地区の2か所に配置されているが、柴田町地域福祉センターへの配置について検討してみる必要を感じる。柴田町地域福祉センターを柴田町の介護福祉事業の中央拠点と位置づけ、人材、設備、用具、道具等がそろっていると同時に、介護予防運動、リハビリ、食事、入浴、ほかの人との

交流もできるような環境を整えておけば、利用者が複数箇所に足を運ばないで済むという考えもある。柴田町福祉協議会のスタッフたちに話を聞いたところ、空き施設の有効活用で人の交流と地域のにぎわいづくりを図りたいとの積極姿勢を感じた。町も応援すべきと思うが、どうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大坂三男議員、地域共生社会の実現に向けてということで、5項目ございました。

1点目と2点目と3点目は関連がございますので、一括でお答えをさせていただきます。

近年、地域や家族など共同体としてのつながりが弱体化している中で、生活困窮、高齢、障害、社会的孤立といった課題を1人で抱えている人が増えています。

こうした中、国は地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を越えた協働を実践し、誰もが支え合う地域をつくっていくことを目指す地域共生社会を次の時代の大きな目標に設定し、改正社会福祉法を令和3年4月1日に施行しました。

その内容は、既存の公的福祉サービスの内容を変更するものではなく、地域住民が抱える複合かつ複雑な課題に行政、地域住民、支援機関などが協働し、包括的に支援する体制について整備するものです。その具体策として創設されたのが重層的支援体制整備事業です。

重層的支援体制整備事業は、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、他機関協働、支援プランから構成され、これらの事業を全て実施する市町村に対しては国からの財政措置が受けられます。

相談事業として地域づくりに向けた支援事業については、介護、障害、子ども、社会福祉の既存制度で実施されている事業ですが、社会的に孤立している人に社会とのつながりをつくるための参加支援事業、世代や属性を越えて交流できる場や、居場所を整備する地域づくりに向けた支援事業、支援が届いていない人に支援を届けるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、町全体で包括的な相談支援体制を構築する他機関協働と支援プランについては、新規の事業となります。

重層的支援体制整備事業は、実施を希望する市町村の手挙げに基づく任意事業とされておりますので、町ではこれらの事業に取り組めるかどうか、情報収集を始めたところです。

4点目、5点目、地域福祉センターの空きスペースの利用でございます。一括でお答えいたします。

令和元年東日本台風により、地域福祉センター全体が床上40センチほど浸水したことで、デイサービスセンター内の調理場や浴室、空調などの設備、送迎車が使用不能となりました。その後、デイサービス事業を再開するためには、多額の費用と相当の期間を要することから、令和2年1月に事業を廃止しています。

しばらくの間は利用はしておりませんでしたが、令和3年度から、保健センターの改修工事に伴う代替施設として健康診査事業で利用したり、民政委員、児童委員協議会の定例会で利用したりしています。

今後の地域福祉センターの利活用につきましては、柴田町社会福祉協議会が主体となって、町の関係部署、行政区長や民生委員、利用者などから広く意見を聴取する中で、具体的な利活用案をまとめていただくことにしております。

大坂議員の質問にもありました地域包括支援センターの再配置も含めて、よりよい利活用ができるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 大坂三男君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君） 確認なんですけど、地域包括支援センターは福祉センターではやっていないのでしょうか。今現在。何かの資料では、小部屋みたいなものがあるような図面があったんですが、だから私が槻木と船岡と2か所だけというふうな勘違いしたのかなとちょっと思ったのですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） 地域包括支援センターの件ですね。2か所ということでございますが、現在槻木の地域包括支援センター、こちらは第二常磐園の中にごございます。あと船岡の駅前ですね、柴田町地域包括支援センター、農協さんの跡地になります。そちらの2か所になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君） まず最初に、私がお、と思ったのは、国の一体的な活動をやれば、包括的に4つの項目で実施すれば、国の財政支援を受けられるとあったので、これはぜひそれを実施して、支援を受けるべきだというふうに思ったんですが、答弁では今そこに向かっていろいろ検討中だという答弁だったんで、それは例えばいつ頃までまとめて国に財政支援を受ける手続をするつもりでおるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） 今お話ありました重層的支援体制整備事業の関係でございますかね。そちらのほうにつきましては、町長答弁もありましたとおり、令和2年6月改正で、令和3年4月施行ということで、社会福祉法が改正になりまして制度が設けられております。一応事業のほうなんですけれども、項目が先ほど説明ありましたとおり、答弁ありましたとおり何項目かあるわけなんですけれども、実際宮城県のほうでこういった形で進んでいるかということをおし上げますと、この整備事業のほう、実はまだ令和4年度でスタートしている市町村がまだございません。準備事業というのがあるんですけれども、その段階まで至っているのが県内で3か所、仙台市、涌谷町、あと富谷市の3か所になります。今そういった状況ですので、一応この背景ですね、どうして重層的支援体制整備事業がまずできたのかというのが、2020年の社会福祉法の改正でということがあったんですけれども、その背景でやはりきちんとかみ砕いていかないと、どういうものなのかというのがちょっとあると思います。

その前に、前段としてこのご質問がありました地域共生社会、この部分、2016年に開催されてお話のあった形で包括的な支援体制の整備ということをおし、そちらのほうの整備も要は市町村のほうで努力義務ということで3年前に設けられた形で、制度に当てはまる支援ではなくて、本人のニーズに基づいた支援が求められているということで、恐らく国のほうではそういったことが出てきたので、こういった枠組みが必要なのかということで、設けられたのが今回の2020年の改正の中身、ある程度枠組みを国で示したというのがまず実情だと思います。

答弁のほうにもございましたとおり、この事業を法定事業ということではありますが、市町村の手挙げ方式という形の2事業ということになっております。それで、今交付金のほうのお話とかもありましたので、ちょっとお話ししますと、先ほど答弁ありました6項目なんですけど、実際は対象の事業としては13の細かい項目があります。その中には既存の制度の中で、要は今動いている事業、それぞれの分野で、介護のほうですとか、障害のほうですとか、子ども、それから貧困、困窮のほうですかね、そういった部分で動いている事業、あとそれからお話ありましたとおり、協働、他機関の協働ですとか、参加支援ですとか、アウトリーチ等を通じた継続的支援ですとか、そういった新しい事業、そういった部分と組み合わせて13項目あるわけなんですけど、そちらを全てクリアというか、全部実施したところには逆に言うと、全部実施しないとその交付金自体がもらえないということも1つはあるんですけれども、その辺でいろいろ今宮城県のほうでも研修会とかそういったものを開いて示しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（大坂三男君） 福祉用語というのはなかなか複雑で分かりにくくて、今いろんなここに

挙がっている事業というのはほとんどやっていますよね、それぞれの部門でね。それをどうしたらこれに重層的支援体制整備事業として認められるのか、よく理解できないんですよ。その辺が国の指針もはっきりしないような面もあるので、なかなか厳しいんですけども、頑張っ
てまとめ上げていただきたいなというふうに思います。

それで、今のどこの家庭でもどなたでも、思いも寄らぬ事態、病気したり、介護状態になったり、
になったり、あるいは職を失って貧困な状態になったり、いろいろそういうことありますよね。そういうときに、一体どこに相談、誰に相談したらいいのかなとよく思うと思うんですよ。私も個人的な話なんですけど、ちょっと去年の暮れ辺り戸惑って、どうしたらいいかなと、どこに相談したらいいかなと思ったりもしたことがあったんですが、包括支援センターに行って何とかご指導はいただいたんですが、例えば質問の中に入れた高齢者福祉は包括支援センターに行けばいいし、あと障がい者福祉、子ども・子育て家庭支援とか生活困窮対策、これ自分が相談したいなと思ったときに、今相談窓口というのはそれぞれどこなんだろうなということなんですけど、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） 相談の窓口ということでございます。先ほどもちょっとお話ししたんですが、各分野、例えば介護ですとか、障害ですとか、子どもの関係、困窮の関係、今の制度というか、の中ではやはりそれぞれに対応している部分がほとんどですので、実際今回の改正の中身でもそういった部分を一本で受け止める部分があればいいのかなという、そういうものがあればということではあるんですが、実際受け止めてまた相談のほうに割り振る、各それぞれ割り振るといってもいろいろ検討の余地があるんですが、例えば介護のほうですと地域の包括支援センターですね、それから障害のほうですと機関の相談のセンターのほうがございます。こちら大河原のほうですけども。それから、あとは生活の困窮とかであれば当然町とか、社会福祉協議会とか、県のほう相談支援センターとかもございますので、そちらということにはなるんですが、それぞれという形にはなります。そういった分かりやすい、どこに行けばいいのかという部分の周知というのは、非常に重要だとは考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（大坂三男君） 例えば、生活に困窮して生活資金の一部を借りたいという場合に、あそこの福祉センターに行けば、その相談に乗っていただけられるのでしょうか。そういうことをちょっと聞かれたことがありますので。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） 福祉センターのほうではトータル的な部分、入り口という形、例えば生活相談ですとかそういった部分を担っていますので、まずはご相談いただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（大坂三男君） そうしますと、この4つの項目については、役場に来て当然いいと思うんですが、取りあえず福祉センターに行けば何とか相談にはいずれも乗ってもらえるという、今は体制というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） 相談の内容にはよると思うんですが、実際はそれぞれの機関に要は行くような形にはなるので、確かに受け止めという形ではできるとは思うんですが、実際はそちらの直接の機関のほうにお願いする形にはなると思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（大坂三男君） 最終的にはあっちに行きなさい、こっちに行きなさいとはいつものパターンにはなると思うんですが、それにしても第一次的な相談窓口ということで、そこでやっていただけるという形で理解していいのかなというふうに思います。

と同時に、私の質問の主題でもある地域福祉センターの有効活用という意味で、スタッフなり、健康づくりの場合は設備なり、機器なりも含めて、あそこをもう少しいろいろ全てほとんど利活用といたしますか、あそこで用が足せるように整備して、そこにさらに一般の用がない人でも出入りして、交流の場にするというような考え方は持っていないかなというふうに思うんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） すみません、どちらかという私なんかでも理解している範囲で大坂議員と同じレベルで、話少し、したいと思うんですが、まず窓口が一本であればいいという話は、よく理解しております。そのために先ほど話した重層的、いわゆる重層化というんですけれども、これは簡単に言うと高齢者介護、医療、障害、生活困窮それに子育て支援も含みますけれども、そのまず一番最初の窓口を一本化しようというやつが厚労省が立てた計画です。そのために財政的支援もあるんですけれども、実は厚労省が言うほど夢物語の支援じゃなくて、一番お金のかかる介護とか障がい者は同じです。ただ、そのほかに相談とか、アウトリーチとかいわゆる障害とか高齢者介護の一步手前の人たちに対するサービスについては、一定程度新たな財政支援をしようという計画です。

ただ、計画を読み切ってみてみると、いわゆる7種目13事業あるんですけども、この事業を全部やってくれと、やれるのは本当は中核都市以上じゃないとできねえなというふうな感覚です。ただ、考え方については町の包括支援センターもここに踏み込みたいという気持ちはあります。これが厚労省の補助事業に該当するかしらないかにかかわらず、やはりやっていかなきゃいけないと。現実でも様々な障害、はっきり生活困窮とか子育て支援とか分かっているのは別ですけども、まずは包括支援のほうに相談に入ってきて、包括支援のほうが一定程度のトリアージあります。これはこっちだね、これはこっちだねとそれは福祉課でもできますし、社会福祉協議会のほうでもやるんですけども、拠点になるのは地域福祉センター。その地域福祉センターをやはりまごころホームに移ったときに、少し窓口を大きくしたいという考えで、今年度関係者との協議を進めさせています。

それで必要であれば、まごころホームの改造をかけて、重層化支援センターでも何でもいいんですけども、新たな町の取組をできるようにしたいという取組を今一生懸命やっています。ただ、時間はかかりますので、1年、もしくは2年くらいの時間はかけたいと。関係者が生活困窮ですと、県も含みます、いわゆる生活保護ですね。その辺も含みますので、柴田町だけが踏み込む問題ではなくて、できれば近隣の大河原、村田その辺も歩調を合わせてやりたいということもありますし、民間事業者、民間事業者というのは介護なり、障がい者はサービスはほとんど民間事業者ですので、そこの方たちも参加体制をつくりたいということで、少し時間いただきたいと。

ただ、今柴田町が一番いいというか、ラッキーなところは、まごころホーム、大きなスペースが空いているというアドバンテージありますので、ここをしたたかに使っていきたいということで、今大坂議員がおっしゃるような窓口の一本化、サービスの本化をしていきたい。ただ、包括支援センターで全部できるというわけではなくて、その中で必要な支援サービスにつなげるケア会議とかを全部主催していくということで進めたいというふうに今考えています。今それが地域福祉センター福祉課、社会福祉協議会の進めている方向です。ちょっと言い足りないんですが、大体言いたいことはそういうことです。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君） 社協も含めて皆さん関係部門それぞれ一生懸命やっていただいて、本当に感謝しているんですが、この地域共生という言葉からすると、地域でどの範囲を言うのかと理解できないんですけども、その中でみんなで共生していこうよということで、そういう

福祉に関しては特にボランティアさんの手を借りないと、なかなかできない、進まないということが考えられます。現実にはボランティアさんに担っていただいている部分はあると思うんですが、今現在ボランティアさんが十分に足りているのか、あるいはどういうふうにしてボランティアさんを募っているのかということもちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤 潤君） ボランティアさんの関係、ボランティアさんの部分で言えば、行政区のほうでいこいの日という形で実施している、なかなかコロナ禍で参加人員とかはちょっと少なめということではあるんですが、そういった中でボランティアさんがいらっしゃいますので、それぞれの地区でいろいろな活動に取り組める、拡大していけるような形でサポートしていければいいのかなど。なかなかやはりコロナ禍ということで、参加が例えばそういう事業に関しても、ボランティアさんのほうの数が多かったり、そういうケースがちょっと出ているようではございますけれども、そういった形で考えていければなと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（大坂三男君） こういう福祉関係は地域共生ということで、本当に町民市民全員で担っていかうという考え方だと思います。それと同時に、町民の皆さんにもその意識を持っていただくということ、さらに次世代を担う子どもたちにもそういう考え方を持ってもらいたいということで、教育現場で子どもたちの福祉とかボランティアということについて、どのような教育というか、そういう場面があるのであればちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 柴田町では、私たちの柴田町という副読本を作っております。その副読本の中で福祉について学ぶところがございまして、柴田町の福祉施設とか活動について紹介しています。そういった教室での学びを通して小中学校では福祉施設を訪問して、老人の方との交流をしたり、施設の掃除をしたり、歌を歌って喜んでいただいたりというような活動を行っておりますし、中学校では車椅子体験などを通して福祉について学ぶ機会を持っているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君） ちょっと隣の岩沼市で聞いた話なんですけど、あそこは非常に教育現場での地域も関わり合える福祉学習の充実ということで、継続的な福祉学習、福祉教育の実践と小中学校全校を福祉教育実践普及校に指定し、一生懸命小学校から中学校へと段階的に継続的な福祉教育を実践し、環境を整えるということで、どこまで実現しているのか分かりませんが、

そういう考えでやっておられるようですので、ぜひ柴田町も大変熱心にやっけていらっしやると
思うんですが、現行でそれをやっているというふうな理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 全ての小学校で先ほどお話ししました副読本を使って学んでおります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君） 実は、福祉センターを拠点にして、これからそこで包括的に町民の皆さんにいろいろサービスを提供するという方向で進んでいってもらいたいというふうに私は思うんですが、福祉センターにちょっとトイレのことを見に行ったときに、あのセンターの方から聞いて、岩沼で何か最近新しい福祉とか、人の集う拠点として亀塚温泉というのができたので、あそこ大変参考になりますよと言ったので、見に行ってきました。最近ね。

そうしたら、とにかく何じゃこりやと思うくらいびっくりするほど人が集まっていて、保育園もある、それからフィットネスクラブとか、体を鍛える場所もある、もちろん食堂もある、温泉もある。あと障がい者がリハビリとかやっていたり、とにかくいろんな人が来て、いろんなことをやっているんですよ。何か名称がごちゃまぜ何とかとあって、それをキャッチフレーズにして何でもかんでもその場所にみんな集まっていたいて、ゼロ歳から90歳までそこにごちゃごちゃに集まっているいろんなことをやるということで、1日平均500人、人が来るんだそうですよ。いや、すごいなと思って、温泉もあるし、食べられるところもあるし、自分が体を鍛えることもできるし。いろいろあと談笑なんかもする場所もあったりして、私できたら、これ以上年取ったらこういう近くに住みたいなと思うくらい、ちょっと魅力のある施設でした。

見ていらっしやった方はあるかも分かりませんが、ああいう施設に福祉センターがなれないかなというふうにもちょっと思ったんですが、話聞いただけでは分からないと思うんですけれども、そういう方向に福祉センターも国道ですね、のすぐ近くにありますが、そういういろんな施設を整えれば、あるいはあそこも土手に上れば、すごく景観もいいところですし、名取のかわまちてらすですか、名取川の堤防を利用してあそこにいろんな売店とか、上には食堂とか、あとテラスがあって、そのテラスは最近できたらしいんですが、コロナ関係で外で食べたほうがいいよということで、すごくあそこも魅力的な場所でした。そういうものいろんなものを複合して、あそこの福祉センターを単なる福祉だけじゃなくて、みんなの集う場所、そして町民全体でそこに交流して健康づくり、にぎわいづくりができるんじゃないかなと思ったついでに、じゃああそこ温泉掘ったら温泉出ないかなと、福祉センターの浴室あるんですが、今使っていないので、そういうことをすればますます人が集まってくるんじゃないかなと思うんですが、

ちょっと少し大きな話になったんですが、その辺の考えについてどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） 今のごちゃまぜ、あと角田市も足湯やるような施設があるということは包括と話をして聞いていますし、あちこち見て回っているみたいです。ただ、包括のほうと話をしたのは、まずまごころホーム福祉センターのキャパシティと考えたら、全部できるわけじゃない、今議員おっしゃったのは健康ランドみたいなのところもありますんで、そこまではできないだろうと。それをもしも造るのであれば、別途滝口町長に頼んでけさいんと言ったんですけれども、今回はまごころホーム、福祉の拠点で考えることなんですけれども、人がいっぱい集まってくるというのも確かに夢には見るんですけれども、現実包括支援センターのサービスを見ていると、7割が居宅訪問です。あそこに来て、様々なものを相談するということは、3割もないかな。

ですから、やはり行って話を聞いて、サービスをつくっていくということがいっぱいですので、その中でじゃあ何が困っているのかなと聞くと、食べること、いわゆる配色、給食、たまには集まって食べてみたい。ですから、包括支援センターのまごころホームの中でできる可能性があるのは、そういう食にちょっと特化したことができるかなと。あとは様々な今春風みたいなこともやっていますので、そういう前期、いわゆる介護に至らない方たちに対する様々な集まりの場、そういうのはできるかなというふうに思っています。

大坂議員おっしゃるそういうのはいいなとは思いますが、それなりに別途違う場所でもって柴田健康ランドみたいなのができればいいなということは、滝口町長のほうにもこの後話してみたいなというふうに思います。今考えているのは、まごころホームでできるサービス、身の丈に合った最大限のものを造りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君） じゃあちょっと滝口町長にも聞きたいと思うんですが、福祉センターの建物だけに限定する考えじゃなくて、脇に町有地ありますよね。あそこも含めてもう少し施設なりを充実させて、それこそ健康ランドでも一緒に福祉センターみたいな形で大々大規模にやる、開発するというんですか、整備するというんですかね、ということもいいんじゃないかなと思うんですが、今は町は総合体育館、給食センター、図書館という目標を立てていますが、今後はそれが終わったら次はそういう施設というのも目を向けてもいいんじゃないかなというふうには思いますが、いかが、これは希望でございます。ご感想をお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町が大型プロジェクト、図書館と学校給食センターの道筋ができれば、最後に必要となるのは健康ランド的な施設、これが最後だろうというふうに思います。ただし、公共施設と管理計画という別な枠組みがはめられておりますので、どこかを潰さないといけないということで、至難の道ではありますが、やっぱり独り暮らし、二人暮らしのお年寄りが求めているのは、みんなで集まれる場所、それが必要だということは十分認識しております。

ですので、今回立地適正化計画をつくったときに、高齢者施設も対象に入れたんだっけか。入れていますので、それが前期の5年間では難しいとしても、10年計画の中でもし都市施設として認められれば、そういう事業に対しても2分の1補助が出ますので、将来の方向性としてはそれは次の人になると思うんですが、最後の交流の場として柴田町には必要となる施設ではないかなというふうに思っております。

ただし、町がやるということではなくて、それを運営する民間の方々、NPOでも、そういう方々を逆に育てていかないと役場がやるということではないというふうには思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（大坂三男君） そうですね、必ずしも役場がやるということではなくて、さっき言った岩沼の亀塚というところはJICA、青年海外協力隊ですか、あそこを卒業して帰ってきて、何かやりたいと、社会貢献したいという方々JOCAという組織を、何とか協議会という組織をつくって、その人たちがここに来てやっているということで、大変すばらしい施設なので、ぜひ皆さん1回見学に、ほかの町の間人なんですがと言っても、どうぞどうぞと言って歓迎されますので、行っていただくとやっぱり健康ランド、健康づくり、市民交流の場として、隣の町の岩沼頑張ったなというふうに思いましたので、1つの参考に見ていただくとありがたいなというふうに思います。

あと、補助金確保についても、いろいろ立地的成果何かで2分の1とかいうこともあるんですけど、それでなくても町長、補助金ハンターという名前ついたことありますので、それを發揮して、どうも新聞を見ると4年間頑張るようなので、ぜひその間補助金を何とか獲得して、ぜひ実現していただきたいと希望しまして、私の質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて13番大坂三男君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時再開といたします。

午前 11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

次の質問者、佐久間光洋君から資料の提出がありましたので、お手元に配付しております。ご確認ください。

それでは、8番佐久間光洋君、質問席において質問してください。

〔8番 佐久間光洋君 登壇〕

○8番（佐久間光洋君） 8番佐久間光洋です。大綱2問質問いたします。

1. 古河水門に水位計の設置を。

浸水のよく起こる場所が町内には何か所かありますが、そのうちの1つとされる古河水門につながる地区外排水路に水位計を設置することを要望します。

雨量の程度によって、浸水被害が発生する地区では、白石川の水位が高くなると排水ができなくなるため、内水による氾濫の可能性が高くなります。そのときは、消防団や大型のポンプによる強制的な排水作業が行われますが、これにも限界があります。水位計によるモニタリングを行い、今後の状況の変化が予測できる積極的な対応が必要だと思われま

最近、設置工事の比較的楽だと思われるセンサーの存在を知り、現実一步近づいた感じを持っています。これにより得られたデータは、オープンデータとして広く公開し、一人一人が関心を持って対応できるシステムに活用できれば、災害用のインフラとしての重要なものになることでしょう。

最終的には、全ての基幹水路に配置したいものですが、取りあえず今回は、第1段階として設置し、有効性を検証し、次のステップに進むための足がかりを得たいと考えますが、見解をお伺いいたします。

2. 柴田町総合計画について問う。

今年度は、令和5年度から8年度までの第6次柴田町総合計画後期基本計画を作成することになっています。地方自治体の総合計画策定に当たっては、コンサルタントが作成し、審議会を通して計画書ができあがるという経過をたどり、その後は本棚に保管されたままになって、絵に描いた餅で終わってしまうことが多いとよく指摘されています。柴田町では、そのようなことにならないよう十分留意して、策定に当たってほしいと強く要望いたします。

久しぶりに議会議員に復帰して感じたことは、議会運営のデジタル化が進んでいたこと、ま

ちづくりにおいても、様々な事業が展開され、町民の生活環境も大変よくなっていたことです。以前は、厳しい財政状況の下、一般質問などに対しても財源不足を理由に今後検討しますとの答弁が多かったように記憶しています。最近では、ふるさと納税やネーミングライツの採用、地方創生関連交付金の活用など、新たな財源確保が相次ぎ、学校施設整備や観光施設整備、防災・減災や子育て支援策など、多くの事業や課題が次々と実現している事実を目の当たりにしました。

柴田町の今後は、新型コロナ感染症対策や、人口減少問題、高齢化社会の進展、頻発する自然災害対策などに対し、喫緊の対応策や中長期的な展望を持った具体的な処方箋を示すことが重要です。そのためには、まず前期基本計画について、PDCAのサイクルに基づき、これまでの事業の検証をしっかりと行った上で、後期基本計画では住民、議会の賛同を得て策定していくことこそ実効性のある基本計画になるものと思います。そこで伺います。

1) 前期基本計画の評価については、いずれ各項目について詳細なものが出てくるだろうと思いますが、全体的に見て評価するならば何点ですか。

2) 後期基本計画で取り組むべき重点的な政策課題は、どのように抽出するのでしょうか。

3) 総合計画の目標達成と政策実現の裏づけとなる財政計画は表裏一体の関係にならないと思います。今後の財政運営の見通しと、留意すべき点は何でしょうか。答弁を求めます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐久間光洋議員、大綱2点ございました。

古河水門への水位計の設置でございます。

令和3年12月会議において予測システムの概要について、詳細な事業内容を示していただきたいと回答していたところですが、詳細説明がこれまでございませんでしたので、気になっておりました。

今回、佐久間議員から提案がありました水位計のセンサーについても、概要を把握することが難しいので、今後詳細な事業内容についてお示しいただきたいと思います。

大綱2点目、柴田町総合計画で3点ほどございました。

まず、第1点目、全体的な評価でございます。

前期基本計画の全体的な評価についてですが、今年の2月に実施した第6次柴田町総合計画後期基本計画策定に係るまちづくりアンケート調査での町の魅力については、1位が自然環

境が豊かである。2位が買い物の便利がよい。第3位が道路や鉄道など交通の利便性が高くなっており、町の不十分なところについては、1位が道路や鉄道など交通の便、2位が保健医療環境、3位が働く場の確保となっております。

また、町への定住意向と魅力などについての調査結果では、どちらかといえば住みやすいが42.5%で最も高くなっており、住みやすいと、どちらかといえば住みやすいを合わせた73.3%の方が住みやすいと感じているとの結果でした。

町としての前期基本計画4年間の評価としては、地方創生関連交付金や東北観光復興対策交付金等を活用し、公共施設のトイレ改修整備や、観光シティプロモーション活動事業をはじめ、キッズバイクパークの整備や園路整備、観光施設、子育て家庭のニーズを踏まえた子育て支援と児童福祉施設的环境整備、5年間で約60億円を投入した老朽化した学校施設の改修や情報機器整備など、教育環境の充実、さらに庁舎や保健センターのリニューアル化を図りました。その財源として、ふるさと納税やネーミングライツの導入を図り、財政調整基金等も20億円を超える決算が見込めます。

こうしたことから、全体的な評価はおおむね手前みそになりますが、合格点ではないかと捉えております。しかし、町長へのメッセージでは、道路や側溝整備、水害対策、高齢者の足の確保などへの苦情、要望が多いことから、後期基本計画ではこれらの課題への取組を強化してまいります。

2点目、後期基本計画の重要な政策課題の抽出方法です。

第6次柴田町総合計画後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画を検証し、課題を明らかにした上で、SDGsやカーボンニュートラル、デジタルインフォメーションといった新たな時代の流れを先読みするとともに、地方自治体を取り巻く喫緊の課題である少子高齢化問題、頻発化する自然災害への対応、地域コミュニティの崩壊などに対する処方箋を示していく必要があります。

後期基本計画で取り組むべき重要な政策課題の抽出については、まちづくりアンケート調査の結果の検証分析、前期基本計画の施策ごとの達成度及び進捗状況の整理、町長へのメッセージ、そして議会や住民から提案された事業や地域課題等を踏まえて、後期基本計画策定における各専門部会で、関係団体等へのヒアリングを実施しながら、事業分野ごとの主要な施策を講じ、住民懇談会で住民の声に直接耳を傾け、政策課題を抽出してまいります。

抽出された重点的な政策課題については、総合計画審議会での審議を経て、後期基本計画策定委員会において、その対応策を立案してまいります。

3点目、財政計画との連動性でございます。

令和4年度の予算編成の編成作業において、歳入と歳出に約10億円もの乖離が生じました。また、経常収支比率も93.5%となっております。さらに、地方債の元利償還見込額については、今年度は約14億円ですが、令和7年度には約15億円となりますので、年々財政の硬直化が進んでおります。

後期基本計画策定期間である令和5年度から令和8年度までの4年間は、大変窮屈な予算編成を余儀なくされることから、計画策定に当たっては国の補助事業の活用や、ふるさと納税寄附金の確保などの財源確保に積極的に取り組む一方で、喫緊の課題や将来に向けた施策については、優先順位を見定めた上で、財政計画と連動された中で後期基本計画を策定してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 佐久間光洋君、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（佐久間光洋君） それでは、第1問の水位計のことについてお伺いいたします。

私としては、一生懸命書いて分かるだろうと思ったんですけども、なかなかやっぱり分からないということなんで、ちょっと今日は時間を取っていただいて、なるだけ分かるように説明をしたいと思います。

この話はいろいろ担当部署絡みで話をしたこともあったんですけども、その話の中で監視カメラじゃなくて何だ、監視カメラ、普通いろんなところ映すやつのね。あれの話で、そういうこともあるよねなんていうふうなことを聞いたんで、そっちのほうのイメージだと分かりやすいのかなあというふうなことがあったんで、一部そのことになぞらえてお話しいたしますと、システムとしては監視カメラで撮ったものを、インターネットを通して皆さんの手元にお届けするという流れは、ほとんど同じです。この水位計については、それが映像ではなくて、水の高さを測るというやつのデータを送って、それをスマホで見るといって、そういう入り口と出口の極端な例で言えばそういったシステムなのでございます。

今日資料としてお配りしております。議員の方々には、iPadのほうに入っておりますので、それに1つカタログが載っております。あくまでもこれは、同様のものということで、これだというふうな話ではないんですが、これ見ていただきますと、長さが約20センチ、太さが3センチ、例えて言えば普通のキュウリぐらいの大きさかなという、それにワイヤーがつながっていて、最悪水の中にぽとんと入れれば、用は足りるというふうなものでございます。

何でこれを今回選んだかという、その水の高さを測るやつにはいろんな方法があるんです

けれども、それぞれ工事の内容が違います。設置する場所は、町の水路とかそういうところに限られますので、そこにある程度の工事を加えるわけですから、私の一存ではそれはできないというふうなことで、なるべく工事で設置するところの構造を傷めないとか、工事が簡単であるとか、そういったことで今回こういうものが世の中にあるということが分かったので、ちょっと一気に実現化進みそうだなというふうなことで、これを参考として1つ選びました。

それで、場所としては古河水門をまず選んだわけですが、あそこは今コンクリートの水路で造られております。そこにどういうふうにつけるかはちょっと私も専門家じゃないので分からないんですけど、こういったものをつけてくださいということで、電線をずうっと福祉センター側のほうの空き地のほうに引っ張ってもらえば、そこから先にはバッテリーとか、ソーラーパネルを装備した1つの箱を置いておいて、それでデータを処理してインターネットに流すというふうなことを想定しております。

1回ネットのほうに乗れば、その中にいろんな細かいことはあるんですが、皆様のスマホに今古河水門の水の高さがこのぐらいになっていますという数字がスマホで見られるというふうなことになるわけです。

これをどういうふうにするかというのは、まだここから先のいろんなデータの処理とか何かというのがあるんですが、今回はそれには触れないで、まずそういったものができるかどうかというふうなことで、そこから始めようということなんですが、この機械を使ったという前提でどれぐらいでできるかというのをちょっと想定してみたら、大体20万円ぐらいあれば装備はできるだろうと、私は考えております。それほどの出費ではないとは思いますが、何せ世の中にこういった装置が売られているわけではないので、結局そういうものを全部集めて作らなきゃならないというところが今一番の問題点の1つではあります。だけれども、できるという見通しを持っておりますので、ぜひセンサーを古河水門の水路に設置さえしていただければ、あとはスマホのほうで見られるよと。そうすると、うちの中にも今どのぐらいになっているかというのを数字で確認できるというふうなことになるというところに結びつくわけでございます。

前の質問のGPSの話をしたときに、その高さの話が出たんですけど、これはも連動はしていますが、そっちはいろいろ太陽の村とか、あれも考えたんですけど、いろいろ条件があって、非常に厳しいなど。もうちょっとゆっくり考えていこうかなというふうな感じでは思っておりますが、それらが全部連動するんですが、今んとこ私、自宅のほうに上げていますから、それは使えるということで実現は可能だというふうに思っております。

こちら辺で大体イメージつかんでいただいたのかなあというふうに思いますが、私としては何とでも実現に結びつけていきたいと思っておりますので、町長ぜひここは大きな判断をしていただければと、肩もみにでもいつでも何回でも行くようなつもりでおりますので、ぜひ決断をお願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 実は、この水位計、監視カメラ、いろいろご提案いただいているんですが、私が住民に対して、いざというときの判断をするというときに、まず住民が自主的に判断するためには、やはりこの監視カメラで撮った映像をインターネットを通じて、スマホで見られるというようにするのが一番のベストだという、私の今までの質問の中ではあります。

ですけれども、インターネットでつなぐとなると、1億円程度かかるというのがあったものですから、私としては町長が避難勧告、避難指示を出すための監視カメラが欲しいと担当者に言っています。要するに24時間リアルタイムで見られるのが欲しいというのが私の考え方でございます。それは余りお金、余りといっても1,000万円ぐらいでできるんですけれどもね。

問題はこの監視カメラに対して、水位計ということで、これまでも実は水位が上がった場合には、ランプがつくというような業者の売り込みがございました。そして、そのランプ、要するにある一定の水位になるとランプがつくといった場合に、夜中にランプがついたときどうするんだという業者のやり取りがございました。

要するに、この水位計から、スマホにプッシュ型で緊急的に信号が送れるのであれば、有効なんですけど、単に水位計を取りに行くと、水位計の今どうなっているかを取りに行くということだけでは、ちょっと不十分だというのが今までの私の考え方でございます。

ですから、ここを打ち破って、町民がその水位計を見て判断するためには、水位計というのは、実際に棒で測れるようになっていきますので、それに関して今回のセンサーですか、そのセンサーがスマホに自動的に危険だというふうに流れるシステムになっているのかどうか、その辺がよく分からないというのが私の今の状況と、そこを教えていただければと。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○8番（佐久間光洋君） 質問というか答えというか分かりませんが、町長がイメージしたのは、大体そんなふうにものを考えていたのかなというのが分かりました。

さっき監視カメラになぞらえたというのは、監視カメラが撮ったやつを常にずっとこうネットに流し続けるというそういうイメージなんですね。それを、水位計はデータとしてずっと流し続けると。だから、24時間365日、その水の高さがスマホに見にいけばですよ、そこに出て

いるというふうなシステムで、今お話しされたそういうのが実現できるのかということであれば、それは実現できます。

あとは、その経路の中に小さなコンピューターが入るんですけども、そういったものを利用して、この水位になったら、担当の誰々にメールでアラートを送るとか、そういったのは、プログラム上で作ることも可能ですし、それから配信されたデータを基に、これはちょっと先の話ですけども、予測をしたり、それからいろんな雨量のデータを持ち込んでいって予測したりというふうなところまで考えているので、今そんなことができるのかというやつは全てカバーできますから、むしろ私は監視カメラも、それはそれで結構なものだと思います、分かりやすく。

ただ、こういった災害に関するものに関しては、何年に一遍とかそういった頻度で起こるようなものなんで、通常の状態であそこの水路を監視カメラで見ている、まず何も面白いことはないというふうな意味では、無駄なところが大分多いんじゃないかなと。だったら、むしろ、そろそろこの水位はそろそろ危険ですよと。具体的な例で言えば、あそこの水路の隣の一番近くにいる人のあそこのお宅の前面道路でも、庭でもいいから高さを測っておいて、それであなたのうちはこれぐらいですよという数値を渡してあげられますから、そしたら、今おらいの隣の水が何ぼなんだったら、そろそろやばいよという判断は各自でできるという、そういうところを私は一番狙っているわけなんですけど、幾らかそれでイメージ伝わったでしょうか。

○議長（高橋たい子君） ちょっと逆になっているような気がします。今の佐久間議員の説明について、町長一言何かありましたら、それいただいた後で、詳しい説明については担当者と後日お話をいただければというふうに思います。（「そうですか」の声あり）町長、どうぞ。

○町長（滝口 茂君） ですから、住民に知らせたいという一番最後の出口は同じなんですけど、この水位計が、果たして有効に働くかどうかと、それから事業費と、最終的に住民にどのような方法で伝わっていったら、住民の危機感を高めるようになるのか。そのシステムについても少し詳しく担当者にお話をさせていただいて、もしこの特異な業者、特定業者ではないんですけども、具体的に教えていただいて、この方に教えていただいても構いませんので、佐久間議員直接というわけにはいきませんのでね。こういう測定機器のメーカーの方々に、担当者に教えていただければ、もう少し理解が深まるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） ということで、佐久間議員よろしいですか。

○8番（佐久間光洋君） しょうがないかなと。

○議長（高橋たい子君） 次の大綱質問のほうに移っていただければというふうに思います。

○8番（佐久間光洋君） 分かりました。それは、また後日お話をさせていただきますということで、2問目のほうに行きます。

総合計画の件なのですが、まず総合計画、冊子になったやつを一通り目を通してみました。基本目標として、1から5、それから施策の大綱が26、5つの重点プロジェクトが開始されておりました。全体を今の現状と照らし合わせながら私は見てみたんですけども、一つ一つのことについて、いずれあと結果が出るでしょうからそれはそこに任せるとして、私が気になった点ということで二、三挙げさせていただきたいなというふうに思っております。

それで、全体的な感想としてはあくまでもこれは私の個人的な感想であります、町なかのにぎわいがちょっと低迷、足りない、もの足りない、そういった印象を持ちました。

それで、ちょっと具体的なことをちょっと聞きますが、この総合計画の11ページの第2編第1章柴田町の将来像の3、将来像実現のための基本目標、この基本目標の中に1から5というふうにあります、その中の基本目標の2にあります項目として、歴史的な建物のリノベーション、町なかでのにぎわい、創造性豊かなまちづくり、こういった項目が挙げられておりました。私が気になった点というのはここなんですけれども、例えば歴史的な建物のリノベーション、これどういったものがあつたのか。町なかでのにぎわいづくり、これはどこを指しているのか。創造性豊かなまちづくり、これはどこにあつたのか、この辺のところはぱっと浮かんでこなかったもんですから、この辺がどういった成果なのか説明をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） これから施策に関する評価というのは、これからやっていくところにはなるんですけども、歴史的な建物のリノベーションということでもありますけれども、これに関しては町が直接関わっていくというよりも、個人の住宅とかそういったものも絡んでくるかと思しますので、側面的な支援という部分を町のほうでは行っていくというようなことで捉えております。麴やコレクションさんなんかは特にそういった部分が大きいのかなというふうには思いますが、先ほど申し上げましたとおり、あくまでも個人の財産でございますので、直接町がということはなかなかできないというような部分もございます。

あと町なかのにぎわいということでお話もありましたけれども、こちら商工会さんのほうで、いろんな商店街の活性化というようなことでも取り組んできているのかなというふうには思います。ただ、やはり最近ですとコロナのほうの、コロナがありまして令和2年、3年とコロナ禍に入っておりますので、なかなかその辺が思うように進んでいないというのは、事業ができていないという部分も確かにあるのかなというふうに思います。

創造性豊かなまちづくりの目指すというような部分もありますが、これが直接この項目に当てはまるんだという部分は、大変申し訳ありません、ちょっと浮かばない部分はあります。そういうもののこれから評価しまして、後期の基本計画のほうに策定していくんですけども、今回その後期の基本計画の中には、基本目標なり、こういった将来像、それから基本目標の部分に関しましては、今回の後期の基本計画の策定の中には入ってまいりませんので、施策の大綱の部分ですかね、そこの部分の再度見直しというような作業過程になっていくというふうに考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（佐久間光洋君） これ今言ったやつは今度省くんですか。次の後期のほうでは、触れないという、今ご返答だったんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） すみません。私のちょっと説明不足したのかもしれませんがけれども、基本理念なり将来像、あと基本目標、ここまでに關しては基本構想というふうに呼ばれているものになりますので、ここに関しては、今回は今年度取り組む後期基本計画の策定の中には、ここの部分の、評価とかはするかというふうには思いますけれども、ここの部分を直接改正するというようなものではなくて、基本計画といいますと施策の大綱の部分ですかね、そこの部分を各施策の成果目標というのを定めてございますので、そこを評価しながら、計画のほうの改定をしていくというふうなものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（佐久間光洋君） 私としては否定をしたつもりはないんですけども、ちょっとできればもうちょっと力強く、そういう成果に結びつくものがあればいいなというふうな感想で申し上げたんですが、ただ、なくなるというとあれだけでも、いずれこれは継続としてやっていただきたいというものですから、いずれまた機会を見てこういった流れのものは、強化して行ってほしいなというふうには思います。

似たような話ではあるんですけども、この実施計画書のほうの61ページに、施策の4の4、それから同じく計画書の69ページの施策の4の5、ちょっと、一緒になってごめんなさい、4の4のほうは地域産業の活性化による雇用の確保、それから施策の4の5はローカルビジネスの推進ということもうたっております、これもちょっと私、どの辺のところ言っているのかな、あるいはどういう状態なのかなというふうにちょっとぴんと来なかったもんですから、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） すみません、4の4、地域産業の活性化による雇用の確保ということで、こちらの農政部門と商工部門のほうで担当してくる部分になるのかなというふうに思います。町内の地場産関係ですかね、例えば花卉農家だったり、鉢花のそういった農家さんの農業の振興、あと地産地消の拡大とか、あと6次化とかですかね、そういったものがその事業の中には入ってくるのかなというふうに考えております。花卉農家だけでなく米農家さんの農地の有効活用だったり、あとはいろいろな担い手の育成だったりとか、あと森林関係の保全とかというのもこの中には入ってくるのかなというふうに思います。

あと、商工観光関係であれば、将来のそういう地域産業を担う人材の育成、あと創業支援ですかね、そういったものにも、あと中小企業への支援とか、そういったものも入ってくるのかなというふうに思います。

あと、ローカルビジネス、4のほうのローカルビジネスの推進ということでありましたけれども、これは同じように農政課と商工観光課のほうで主に取り組んでいる部分になるかと思いますが、里山ビジネスの振興とかですかね。また、それに伴う、担います人材の育成というような部分でそれぞれ取り組んでおまして、成果指標というのを持って行っているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（佐久間光洋君） 状況は分かりました。

質問の2のほうに移りたいと思いますけれどもまず、これは前計画の評価ということですので、今ちょっと今までは現状を見て、問題点のどこに問題点があるかというふうなことでのちょっと話をさせていただきました。

ここからはちょっとその原因、原因というか要因というか、そういったことについてちょっとお話ししたいなというふうに思っているんですけども、私は個人的に全体の流れを見たときに、まず人口減少というのが最大の要因だというふうに考えました。今回のマスタープランにつながる町の都市計画についても、ああいった、こういったいろんな施策についても、これの原因として人口減少というのがあると。これは、当然財政問題までも絡む話なんで、これを一つの最大の要因だというふうに位置づけました。

じゃあ、それをどうするかということになれば、減少が問題なんだから、増やせばいいだろうというふうな方向で事の対応を考えたわけなんですけど、その総合計画の中の14ページの第2章、将来人口についての中の1、計画期間の目標人口の解説において、柴田町まち・ひと・し

ごと創生総合戦略で策定とあります。これは、策定は努力義務という扱いなのですが、それにもかかわらず、策定しているということは評価いたしたいというふうに思います。

その中で、第2期柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略、戦略1、これは令和3年の8月20日に私らのSide Booksのほうの多分全協の資料ということで配付されているものがあります。それは、令和2年度実績、数値目標、重要業績評価指標KPI、検証結果、これの中の8ページ、②数値目標、重要業績評価指標KPIに記載されております。そこには表があるんですけども、それは何が書いてあるかというところと出生者数です。町民環境課のデータということになるのでしょうか。基準値を令和元年227人で、令和2年に実績値として、214人とあります。その右側の項目に、目標として令和6年300人というふうに書いてありました。その下に、令和2年度実績の状況、要因、検証結果等ということについて、例年と特に大きな変動はなしという評価として載っております。

この表を見て、気になった点といいますか、令和6年に300人という目標を設定していると。基準値が227人という、ちょっと気持ちは分かりますけれども、ちょっと盛り過ぎではないかと、いろんな計画の中で人口減少というのはもう避けられない状態というふうな中でいろんな計画が盛り込まれているということで、よくて水平、減らない。幾らかでも減る数を減らすぐらいが関の山かなあなんていうふうな感じがするんですが、この基準値227に対して、目標300ってというのはちょっと多過ぎはしないかというふうな印象を持ったんですが、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） KPIの指標のどこに求めていくかというのは、なかなか難しいのかなというふうに思っております。令和6年の目標値300という数字をしたということは、以前柴田町では300人くらいやはり年間出生していたという経緯があるんですけども、それに近づけたいなという思いがあったのかなというふうには思います。今となっては、佐久間議員おっしゃるとおり、227、令和2年で214ということであれば、さらに今回コロナの関係ありますんで、子どもさんの生まれている数が少なくなっているという新聞報道もあったかというふうに思います。なかなかこの300を達成するというのは、今現在の状況からすれば、難しいというか、無理な部分はあるのかなというふうには思っています。

この目標に関して、施策の大綱を見直していきますので、もしその目標値、計画のほうに関してですけども、そういった目標値なんかも、もし見直しができるのであれば、今後の計画の中で行っていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（佐久間光洋君） 要は本当に気持ちは分かるという感じなんです。だけれども、数字として出すと、非常に厳しい評価の目にさらされるということも同時にあるわけですから、やっぱり、あ、そうだよな、このぐらいのところを本気になって考えているのかなというふうな意味合いが伝わるような数字を、ぜひ出していただきたいなというふうには思います。

人口減少のほうに、それを軸にして話しますが、国のほうもそれは分かっている、いろんな政策はつくっています。人口減少に対応しているものに、まち・ひと・しごと創生総合戦略というふうなものがあるんですけども、その中で原因と対策にまで踏み込んでおります。その対策の例として、出生率が高い地域の特徴としては、以下のような点が挙げられるというふうに列記しております。

1つ、持家率が高い。1つ、地域の結びつきが強く、子育てがしやすい。親との同居率が比較的高い。それから、雇用が安定している。以上4つですね。あと、子育て支援のための各種ネットワークが強い地域、こういうところが出生率が高いと言えるだろうというふうに書いてありました。

これをここに当てはめてみると、多分持家率が高いと思います。それから、地域の結びつきが強く、子育てがしやすいというのも合っているだろうと思います。親との同居率が比較的高い、これも多分合っているだろうと思います。雇用が安定している、これちょっと私はどちらか分からないですけども、子育てのための各種ネットワークが強い、これも合っていると思うね。5つのうち4つ、多分これは問題なしと見ていいようなんだけど、やっぱり減っているという現象だというのは、多分この提言はあんまり役に立たないのかなというふうな感じがしております。

その中に、まち・ひと・しごと創生、情報支援というのがありまして、地域経済分析システムとありました。各地域が産業、人口、社会インフラなどに関し、必要なデータ分析を行い、各地域に即した地域課題を抽出し対処できるよう、国は地域経済分析システムを整備するとなりましたが、これはお試しになっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。もう一度、いいですか。佐久間議員もう一度、質問内容をお話してください。

○8番（佐久間光洋君） 国のほうで情報支援ということで、地域経済分析システムというものをつくっていますと。そこでは、地域課題を抽出して対処できるよう整備していますから、お使いくださいとありました。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） ありがとうございます。多分我々通称でRESASと呼んでいるものじゃないかというふうに思うんですが、パソコン上で、関係人口だったり、交流人口みたいな部分を、あと町内で使われた経済の部分とか、お金がどのくらい動いたかとか、そういった人の流れだったり、お金の流れだったりを見える化とするソフトというかシステムだったというふうに思います。

それに関しては、各部署のほうで、例えば商工観光の部分であれば、観光の人の動きだったりとか、あとこの日にち、この時点でどのくらいの人がある場所にいたかとかというのは電話のほうの回線というか、携帯のほうのアンテナ使ったりとかして、たしか見られたと思いますので、そういったものを活用しながら、事業の施策のほうに生かしてきているというふうに認識しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○8番（佐久間光洋君） どういうところに対応していけば、一番効果的というふうなところの対応策を探るための1つの話題だったんですが、人口減少というのは、どうしても私は避けられないというふうには思います。それで、時間も残り少なくなったので、対応策のほうに移りますけれども、最初に申し上げたにぎわいが足りないというふうな思いの中で、これからの対策でいいますと、先ほど大坂議員が言った福祉センター辺りの話ですね。ちょっとあれは見方の角度は違うんですけれども、私もあそこでこれからいろんなことがまたできるという意味では、1つ小さな拠点という考え方の概念が出てきておりますので、ああいったところを小さな拠点として、これからいろんな肉づけをしていってほしいなというふうに思っております。

多分体育館なんかもそういったところになるだろうと。あとはちょっと周辺部のほうの売店だったりとか、あと道の駅とかいろいろありますけれども、そういったところ、小さな拠点というふうな感じで、そこを中心ににぎわいをいろんなところに育てていくとか、そういったところに力を入れてほしいなというふうに思います。

それと昨日かな、桜場議員の話であったところで、アンケート調査という項目が出てきたんですけれども、町からいろんな情報が出ているわけなんですけれども、それがどこまでいっているのかというふうなところですね、本当に末端まで浸透しているのかというふうなところも、出した段階で終わりではなくて、どこまでいっているのかというところなんかも含めて、ちょっとまちづくりのほうに生かして、状況に即した対応をするためにそういったものを生かしてほしいなというふうに思います。ちょっと時間なくてまとめてしまいましたけれども、そういった

ことを要望しますので、その見解をお聞かせください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） まず、人口が減少という話ありました。もう人口は増えないという前提ですが、人口が伸びているところも確かにあります。私が見ていますと、人口が増えているところは、やっぱり仙台とかの中核都市で、スポーツ、文化、消費、あらゆる都市機能が充実しているところが東京も含めて伸びているということでございます。

それで、次に伸びているのがその中枢となる都市の周辺部、宮城県でいうと利府町とか富谷町ですね。全国的には明石市というのもそうですね。やっぱりその辺は人口減少の中でも伸びていると。それからもう一つは、中核工業団地を持っている。大和、大衡というところも伸びているということでございます。これはまたちょっと違うんですが、角度として文化的な要素で伸びているのが沖縄ということでございますので、それぞれに特徴があるということです。

柴田町は、さっき5つの項目全て大体当てはまるのに、なぜ伸びないのかというと、やっぱり都市的環境がまだまだ若い人たちに魅力がないと私は捉えております。ですので、これからは快適、そしてにぎわいのあるということありましたけれども、快適な都市環境は町でつくれますが、にぎわいはやっぱり地域住民がやっていかないといけないというふうに思っております。その芽生えとして、我々の感覚とは違う、例えばハンバーガーフェスティバルみたいな、ああいうのを育てていく必要があるんだろうなというふうに思っております。

町全体でよく活性化という言葉を使うんですが、活性化はいろんな切り口がございまして。イベントで活性化ということもありますね。柴田町の町の中では今都市施設がどんどんリニューアルしております。薬局が進出したり、中央病院が進出したり、今度は郵便局が進出したり、これはにぎわいというふうに捉えてもいいんじゃないかなというふうに思いますね。

ですから、このにぎわいという概念もそれぞれ違うんですが、小さな拠点という話がありました。ですから、これから柴田町は、小さな拠点の積み重ねで全体をにぎわせていくと。その1つのインパクトとなるのが総合体育館であろうというふうに思いますし、今回立地適正化計画に盛り込もうとしている図書館周辺です、図書館だけでなく、あの周辺をエリアマネジメントに載っけて、立地適正化計画をつくって、12月に採択されれば、また次のステージに柴田町が行けると。その次のステージには東船岡駅周辺、新栄通線を延長した中で、その1つの中に、将来で健康ランド、さっき言ったあれができればいいのかなと。

槻木地区については、土地が安いので、地盤の問題もあるんですけども、あそこにこれはある方のご意見なんです、大規模な商業施設の誘致という話もございましたので、それは立

地適正化計画の隣接地であれば可能だということですので、そういうことを槻木地区に土地が安いもんですから、考えられるのではないかなど。

ですから、小さな拠点、拠点の積み重ねで、町全体のにぎわいに持っていくと、これからそういうことをしていければなというふうに思っております。（「分かりました、よろしく願います」の声あり）

○議長（高橋たい子君） 町長答弁の中で、富谷町……、富谷市ですか。

○町長（滝口 茂君） 富谷市でございました。失礼しました。訂正します。

○議長（高橋たい子君） これにて、8番佐久間光洋君の一般質問を終結いたします。

以上で、一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

日程第3 選挙第1号 柴田町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（高橋たい子君） 日程第3、選挙第1号柴田町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

柴田町選挙管理委員及び同補充員は、本年6月26日をもって4年の任期満了となります。この件に関し、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、議会運営基準39により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。

よって、指名推選と決しました。

お諮りいたします。指名については、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名推選と決しました。

指名に当たり、名簿を配付いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時 分 休 憩

午後1時 分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

それでは、指名を行います。

選挙管理委員に、手代木文夫さん、豊川光雄さん、水戸一郎さん、五十嵐眞祐美さん。

同補充員に、相原健一さん、馬場敏雄さん、尾池陽子さん、大沼あけみさん。

お諮りいたします。ただいま指名の方々を選挙管理委員及び同補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員には、手代木文夫さん、豊川光雄さん、水戸一郎さん、五十嵐眞祐美さん、以上の方々が当選されました。

同補充員には、相原健一さん、馬場敏雄さん、尾池陽子さん、大沼あけみさん、以上の方々が当選されました。

任期は、いずれも令和4年6月27日から令和8年6月26日までの4年間であります。

なお、補充員が選挙管理委員に繰り上がる際には、補欠の順序が必要となります。

お諮りいたします。補充員の補欠の順序は、ただいま指名いたしました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、補充員の補欠の順序は、議長が示した順序と決しました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日、午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時00分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月9日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 9番 平間 幸弘

署名議員 10番 桜場 政行